

階上町議会議員政治倫理条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、階上町議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を期するとともに、町民に信頼される公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

（議員の責務）

第2条 議員は、町民の代表として、町政に関する権限及び責務を自覚するとともに、地方自治の本旨に基づきその使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、次条に定める政治倫理基準に反する事実があると町民から疑いを持たれたときは、真摯かつ誠実に対応し、その説明責任を果たすものとする。

（政治倫理基準）

第3条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の法令とともに、議員の品位と名誉を重んじ、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守して行動しなければならない。

- （1） 町民の代表として、その品位を損なうような行為を慎み、その職務に関して、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- （2） 町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び物品納入契約に関して、特定の業者を推薦し、又は紹介するなどの有利な取り計らいをしないこと。
- （3） 町若しくは関係団体（法第244条の2第3項に規定する町の指定管理者及び町が資本金その他これに準ずるものを出資している法人をいう。次号において同じ。）が締結する売買、賃借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、特定の者に有利になる働きかけをしないこと。
- （4） 町職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- （5） セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント等のハラスメント、差別的な取扱い又は言動、虐待、名誉又は社会的信用を低下させる目的でその者を誹謗又は中傷する言動その他人権侵害のおそれのある行動をしないこと。
- （6） 政治活動に関し、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄付等の授受をしないこと。
- （7） 町職員の採用、昇任又は人事異動に関し、特定の個人を推薦又は紹介しないこと。
- （8） 常に町民全体の利益の追求を指針として行動し、その地位を利用して金品を授受し

階上町議会議員政治倫理条例（案）

ないこと。

（審査の請求）

第4条 町民又は議員は、当該議員に前条各号に規定する政治倫理基準に違反している疑いがあると認めるときは、町民にあつては法第74条第5項に規定する選挙権を有する者の総数の100分の1以上、議員にあつては議員定数の3分の1以上の議員の連署をもって、これに違反していると疑うに足る事実の証拠資料を添えて、議長に審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

2 議長は、前項の請求を受けたときは、議会運営委員会に当該審査の請求の適否を諮り、出席委員の過半数の賛成があつたときは、審査請求に係る書面の写しを次条に規定する階上町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に提出し、審査を求めなければならない。

（審査会の設置）

第5条 議長は、政治倫理の確立を図るため、審査会を置く。

2 審査会は、当該審査請求の適否及び当該審査請求に係る第3条の各号に規定する違反行為の存否について審査を行う。

（審査会の組織等）

第6条 審査会は、委員6人をもって組織する。

2 委員は、議長が議員の中から選出する。ただし、審査請求の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）及び審査を請求した議員は除斥される。

3 委員の任期は、議長に対して当該事案の審査結果の報告を終了したときまでとする。

4 審査会に委員長及び副委員長各1人を置く。

5 委員長及び副委員長は、委員において互選する。

（審査会の運営）

第7条 審査会の委員長は、第5条第2項の規定により議長から審査を求められたときは、速やかに審査会を招集するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員の指名後初めての会議は、議長が招集する。

3 審査会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 審査会は、審査対象議員の出席を求め、又は文書を提出することにより弁明の機会を与えなければならない。

6 審査会は、審査請求代表者、その他関係者から事情を聴取し、証拠書類等の提出を求め、

階上町議会議員政治倫理条例（案）

参考人として出席させ、意見を聴くことができる。

7 会議は、原則非公開とする。ただし、必要があると認めるときは、出席委員の3分の2以上の同意をもって、公開とすることができる。

8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
（報告書の提出）

第8条 委員長は、審査会の審査が終了したときは、速やかに報告書を作成し、議長に提出するものとする。

（議長の措置）

第9条 議長は、審査会の報告を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められるときは、当該議員に対して、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するため、次に掲げる措置を講ずることができる。

（1） 議員の辞職を勧告すること。

（2） この条例の規定を遵守させるための警告を発すること。

（3） 前2号に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置を講ずること。

2 議長は、前項の措置を講じたときは、審査請求代表者及び審査対象議員に対して審査の結果を通知する。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。